令和7年台風第15号による

被災者支援に関する各種制度の概要

吉　　田　　町

(令和 7 年 10 月 24 日現在)

※支援内容は、上記時点のもので、変更等がある場合には、随時更新します。

1. 経済・生活面の支援

～被災後のくらしの状況から支援制度を探す～

被災後の経済・生活状況	活用できる支援制度	ページ
○制度支援状況		
	・専門家による生活なんでも相談	1
	・罹災証明・被災届出証明の申請・交付	2
	・災害廃棄物の受け入れ	3
	・災害ボランティアセンター	4
	・災害見舞金	5
○親や子供等が死亡した		
	・災害弔慰金	6
○負傷や疾病による障害が出た		
	・災害障害見舞金	7
○当面の生活資金や生活再建の資金が必要		
	・被災者自立生活再建支援補助金	8
	・生活福祉資金制度による貸付	10
	（緊急小口資金・福祉費（災害援助費））	
	・母子父子寡婦福祉資金貸付金	11
○子どもの養育・就学を支援してほしい		
	・教科書等の無償給与	12
	・特別支援学校等への就学奨励事業	12
	・小・中学生の就学支援措置	12
	・静岡県高等学校等奨学給付金(家計急変)	13
	・（静岡県）教育奨学の貸与	13
	・県立学校授業料の減免	13
	・静岡県私立高等学校等就学支援金(家計急変)	13
	・静岡県私立高等学校等専攻科修学支援金(家計急変)	14
	・静岡県私立高等学校等授業料減免(家計急変)補助金	14
	・静岡県私立高等学校等奨学給付金(家計急変)	14
	・国の教育ローン(災害特例措置)	14
	・大学等授業料等減免措置	15
	・高等教育の修学支援新制度（家計が急変した学生）	15

被災後の経済・生活状況	活用できる支援制度	ページ
	・日本学生支援機構の貸与型奨学金（緊急採用.応急採用）	15
	・JASSO 災害支援金	15
	・児童手当の特例措置	16
	・児童扶養手当の特例措置	17
	・保育料の減免	18
○税金や保険料等の軽減や支払猶予等をしてほしい		
	・個人住民税（町県民税）の減免	19
	・固定資産税及び都市計画税の減免	21
	・国民健康保険税の減免	23
	・後期高齢者医療保険料の減免	25
	・介護保険料の減免	28
	・介護保険サービス利用料の減免	29
	・国民年金保険料の免除	30
	・障害福祉サービス等の利用者負担金の減免	30
	・国税の特別措置	31
	・自動車税種別割の減免	33
	・（軽）自動車税環境性能割の減免	34
	・マイナンバーカード等の再交付手数料の免除	35
	・住民票等の交付手数料の免除	35
	・税証明書の手数料の免除	36
	・NHK受信料の免除	37
	・大規模災害による一般旅券発給手数料の減免	38

2.住まいの確保・再建のための支援

～住まいの被災状況と再建の意向から支援制度を探す～

再建の意向	活用できる支援制度	ページ
○住まいを建て替え・取得したい		
	(独立行政法人受託金融支援機構の融資)	
	・災害復興住宅融資（建設）	39
	・災害復興住宅融資（購入）	40
	・災害復興住宅融資（補修）	41
	・住宅金融支援機構融資の返済方法の変更	42
○住まいを補修したい		
	(災害支援資金等の貸付)	
	・生活福祉資金制度による貸付	43
	（福祉費（住宅補修費））	
	・母子父子寡婦福祉資金住宅資金	43
○賃貸住宅に移転したい		
	・賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）	44
	・公営住宅への入居	45
○土砂・家屋等を撤去したい		
	・公費解体制度	46
○応急的に住宅を修理したい		
	・住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	47
	（ブルーシートの展張）	
	・住宅の応急修理	47
	（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）	

3.中小企業・自営業への支援

～事業再建のための支援制度を探す～

被災後の事業の状況	活用できる支援制度	ページ
○農林漁業の再建資金が必要【農林漁業者】		
	・株式会社日本政策金融公庫による資金貸付	48
○中小企業等の再建資金が必要【中小企業・小規模事業】		
	・災害相談窓口の設置	48
	・小規模事業者経営改善資金（マル経融資）	49
	・中小企業向け県制度融資「中小企業災害対策」の実施	49
	・災害復旧貸付等の実施	50
	・セーフティネット保証4号の適用	51
	・中小企業基盤整備機構による「小規模企業共済災害時貸付」の適用	52

4.相談窓口

～相談窓口を探す～

相談窓口名	相談内容等	ページ
○こころの健康相談		53
	・不安、悩みなどのこころの健康相談	
○法的トラブル解決のための総合案内所（法テラス）		54
	・解決に役立つ法制度や窓口の案内	
○NHKふれあいセンター		54
	・放送受信料やNHKのテレビ、ラジオなど受信に関する技術的な相談	
○消費生活相談		54
	・地方公共団体が設置している身近な消費生活相談窓口の案内	

制度の名称	**専門家による生活なんでも相談**
支援の種類	サービス等
制度の内容	●被災した家の修理や解体について、今後の生活再建について等の相談に専門家が応じています。 「どんな支援策があるか知りたい」、「困っていることがあるが、どこに相談したらよいか分からない」など、被災者からの相談に応じるとともに被災者に不足しがちな各種支援策の情報を提供しています。 ・罹災、被災届出証明の交付　・専門家による相談 ・生活再建申請　・住宅相談　・応急修理申請　など ●開設場所・時間 【牧之原市総合健康福祉センター「さざんか」1 階 ふれあいホール】 住　　所：牧之原市静波 991 番地 1 開設時間：10 月 29 日（水）午前 10 時から午後４時 ※ただし、平日及び休日ともに正午～午後１時までは窓口休止 ※開催日時が変更になることもありますので、最新情報を静岡県弁護士会ホームページでご確認ください。 ※被災に関する各種相談、問い合わせ等を受付し、関係する窓口への案内をします。
活用できる方	●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等で被災された方
お問い合わせ	静岡県災害対策士業連絡会 静岡県弁護士会 ☎：054-252-0008 福祉課　社会福祉部門　☎：0548-33-2104

制度の名称	**罹災証明・被災届出証明の申請・交付**
支援の種類	証明
制度の内容	●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等で被災された場合、各種被災者支援策の手続きのために、災害対策基本法に基づき住家の罹災証明交付申請や住家以外の被災届出証明交付申請を受け付けています。 ●申請場所 場　　所：福祉課　社会福祉部門　（吉田町役場１階） 住　　所：吉田町住吉 87 番地 受付時間：午前８時 15 分から午後５時 持　　物：①本人確認書類 ②被害状況が確認できる写真 ※プリントアウトしたものを印刷してお持ちください。 ※ロゴフォームによる電子申請も受け付けています。詳しくは吉田町公式ホームページをご確認ください。 ●証明書の交付 場　　所：福祉課　社会福祉部門　（吉田町役場１階） 住　　所：吉田町住吉 87 番地 証明書交付：家屋の被害程度を記載した「罹災証明書」を順次発行しています。住家以外の家屋や家財などは「被災届出証明書」として順次発行しています。
活用できる方	●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等で被災された方
お問い合わせ	福祉課 社会福祉部門 ☎：0548-33-2104

制度の名称	**災害廃棄物の受け入れ**
支援の種類	サービス等
制度の内容	●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等による災害廃棄物は、以下の場所で受け入れています ●受入場所・時間 場　所：清掃センター（牧之原市細江 6664-3） （木材、倒木、ソファ、ふとん、畳などの可燃ごみ） リサイクルセンター（牧之原市坂部 1615-3） （ガラス･陶磁器くず、金属、小型家電、家電４品目、プラスチックごみ） 受付時間： （平日）　午前８時 30 分～正午、午後１時～午後４時 （第 1･第 3 土曜日）　午前８時 30 分～正午 （第 2･第 4 日曜日）　午前８時 30 分～正午、午後１時～午後３時 ※瓦、ブロックくずなどは搬入できないため都市環境課へご連絡ください。 ※搬入の際は、廃棄物を必ず分別してください。 ※受け入れ日時や分別方法などを、搬入前に必ず町のホームページ等でご確認ください。
活用できる方	●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等で被災された方
お問い合わせ	都市環境課　　環境部門　☎：0548-33-2102 吉田町牧之原市広域施設組合　清掃センター☎：0548-24-0530

制度の名称	**災害ボランティアセンター**
支援の種類	災害ボランティア
制度の内容	●被災された方々の支援のため、家屋の片付け・清掃などの支援活動を行っています。 ●吉田町災害ボランティアセンター（吉田町社会福祉協議会） 場所：吉田町片岡 795 番地の１（はぁとふる内） ※詳細は、吉田町社会福祉協議会ホームページ （URL:https://www.yoshida-shakyo.jp）をご確認ください。 ●災害ボランティア派遣を希望される方 支援内容：瓦礫の撤去、家財の片付けや清掃、運搬等 ※専門的な技術を要することや危険を伴う活動などの要望にお応えできない場合があることをご了承ください。 派遣のご依頼は、下記までご連絡いただき、お申込みください。 受付時間：午前９時～午後５時　（平日のみ） 受付電話：080－5813－6143
活用できる方	●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等で被災され、ボランティアによる住居のあと片付けなどをご希望される方
お問い合わせ	吉田町災害ボランティアセンター（吉田町社会福祉協議会） ☎：0548-34-1800 ☎：080－5813－6143

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>災害見舞金</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>給付</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>●住家が令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等により被害に遭われた方に災害見舞金を支給します。
【対象者】
　吉田町内に住所を有し、住家の被害を受け、半壊以上の「罹災証明」を受けた世帯主
【災害見舞金】
<table>
<tr><th>見舞金の申請区分</th><th>罹災証明の判定結果</th><th>支給額</th></tr>
<tr><td>全壊</td><td>全壊</td><td>10 万円</td></tr>
<tr><td>半壊</td><td>大規模半壊、中規模半壊、半壊</td><td>５万円</td></tr>
</table>
【申請場所】福祉課　吉田町役場１階
（吉田町住吉 87 番地）
【必要書類】①申請書兼請求書
②罹災証明書（写）
③振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し(世帯主名義のもの)
④世帯主または代理人の本人確認書類</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等の被害により住家が「全壊」または「半壊」された世帯の世帯主</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>福祉課 社会福祉部門 ☎：0548-33-2104</td></tr>
</table>

制度の名称	**災害弔慰金**
支援の種類	給付
制度の内容	●災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。 ●災害弔慰金の支給額は次のとおりです。 ・生計維持者が死亡した場合：町条例で定める額（500 万円以下）を支給 ・その他の者が死亡した場合：町条例で定める額（250 万円以下）を支給
活用できる方	●災害により死亡した方のご遺族の方 【ご遺族の範囲】 ア　配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ　上記のいずれも存しない場合には兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る） ※対象となる災害は、自然災害で１市町村において住居が５世帯以上滅失した災害等です。
お問い合わせ	福祉課 社会福祉部門 ☎：0548-33-2104

制度の名称	**災害障害見舞金**
支援の種類	給付
制度の内容	●災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。 ●災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。 ・生計維持者が重度の障害を受けた場合：町条例で定める額（250 万円）を支給 ・その他の者が重度の障害を受けた場合：町条例で定める額（125 万円）を支給
活用できる方	●災害により以下のような重い障害を受けた方です。 1　両眼が失明した人 2　咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 3　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 4　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 5　両上肢をひじ関節以上で失った人 6　両上肢の用を全廃した人 7　両下肢をひざ関節以上で失った人 8　両下肢の用を全廃した人 9　精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人
お問い合わせ	福祉課 社会福祉部門 ☎：0548-33-2104

制度の名称	**被災者自立生活再建支援補助金**
支援の種類	給付
制度の内容	●災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。 ●支給額は、次のとおりです。 （世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額が３/４になります。）

区分	基礎支援金	加算支援金		合計
全壊解体 長期避難	100 万円 （75 万円）	建設購入	200 万円 （150 万円）	300 万円 （225 万円）
		補修	100 万円 （75 万円）	200 万円 （150 万円）
		賃借	50 万円 （37.5 万円）	150 万円 （112.5 万円）
大規模半壊	50 万円 （37.5 万円）	建設購入	200 万円 （150 万円）	250 万円 （187.5 万円）
		補修	100 万円 （75 万円）	150 万円 （112.5 万円）
		賃借	50 万円 （37.5 万円）	100 万円 （75 万円）
中規模半壊	―	建設購入	100 万円 （75 万円）	100 万円 （75 万円）
		補修	50 万円 （37.5 万円）	50 万円 （37.5 万円）
		賃借	25 万円 （18.75 万円）	25 万円 （18.75 万円）

※（ ）は単身世帯の金額になります。

●申請書類基礎支援金：罹災証明書、住民票（世帯全員・続柄記載）など
加算支援金：契約書（建設・購入、補修、賃借の契約書）など
※いずれも通帳の写し（口座がわかるもの）が必要になります。
※その他、申請書等の必要書類は個別にご案内します。

●申請期間基礎支援金：災害発生日から 13 ヵ月以内
加算支援金：災害発生日から 37 ヵ月以内

活用できる方	●制度の対象となる被災世帯は、以下のとおりです。 ①　住宅が「全壊」した世帯 ②　住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ※住家の被害程度が「半壊」、「中規模半壊」又は「大規模半壊」の罹災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくと非常に危険である場合や修理に高額な費用が生じる場合等、災害起因のやむを得ない理由により解体した場合が

	対象となります。 なお、罹災判定を受けた住宅の一部解体は対象外であり、すべて解体（全部解体）しなければ対象となりません。 解体を予定している方は、事前にご相談ください。 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯) ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯) ●被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。
お問い合わせ	福祉課 社会福祉部門 ☎：0548-33-2104

制度の名称	**生活福祉資金制度による貸付（緊急小口資金・福祉費（災害援護費））**
支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	●罹災証明書がある方は、次の資金の貸付対象になる可能性があります。 ①緊急小口資金 使途目的：緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の資金 貸付限度：10 万円以内 返済期間：12 か月以内 ②福祉資金 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費 使途目的：災害を受けたことによる困窮から自立更生するために必要な経費 貸付限度：150 万円以内 返済期間：７年以内 ※据置期間は、①2 か月以内、②６か月以内です ※罹災証明以外の必要な添付書類は、個別にお問い合わせください
お問い合わせ	吉田町社会福祉協議会　☎：0548-34-1800 静岡県社会福祉協議会　☎：054-254-5244

制度の名称	**母子父子寡婦福祉資金貸付金**
支援の種類	貸付(融資)
制度の内容	●母子父子寡婦福祉資金とは、母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。 ●災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払猶予などの特例措置を講じます。
活用できる方	●母子福祉資金(以下のいずれかに該当する方が対象です。) 1　母子家庭の母(配偶者のない女子で現に児童を扶養している方) 2　母子・父子福祉団体(法人) 3　父母のいない児童(20 歳未満) ●父子福祉資金(以下のいずれかに該当する方が対象です。) 1　父子家庭の父(配偶者のない男子で現に児童を扶養している方) 2　母子・父子福祉団体(法人) 3　父母のいない児童(20 歳未満) ●寡婦福祉資金(以下のいずれかに該当する方が対象です。) 1　寡婦(かつて母子家庭の母であった方) 2　40 歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方
お問い合わせ	こども未来課 ☎：0548-33-2153 中部健康福祉センター☎：054-644-9276

制度の名称	**教科書等の無償給与**
支援の種類	現物支給
制度の内容	●災害救助法に基づき、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給します。
活用できる方	●災害救助法が適用された市町村において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒(特別支援学校、養護学校の小学児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む)が対象です。 ●学用品類は原則 15 日以内、教科書は原則１か月以内の申請が必要です。
お問い合わせ	(高校生分)静岡県義務教育課 ☎：052-221-2758 (小中学生分)町学校教育課 ☎：0548-33-2151

制度の名称	**特別支援学校等への就学奨励事業**
支援の種類	給付・還付、現物支給・現物貸与
制度の内容	●災害等により、特別支援学校または特別支援学級への就学が経済的に困難となった児童又は生徒の保護者を対象に、就学に必要な通学費、学用品費、学校給食費、修学旅行費等を援助します。
活用できる方	●災害等により、家計維持者が離職・休職するなど、経済的な理由によって就学が困難となった特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者が対象です。
お問い合わせ	(小中学生分) 町学校教育課 ☎：0548-33-2151 (特別支援学校分)在籍する各特別支援学校

制度の名称	**小･中学生の就学援助措置**
支援の種類	給付・還付
制度の内容	●災害等により経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助します。
活用できる方	●災害等により、家計維持者が離職・休職するなど、経済的な理由によって就学が困難となった児童・生徒の保護者。なお、避難をされている方も、この制度を活用することができます。
お問い合わせ	(高校生分)静岡県義務教育課 ☎：052-221-2758 (小中学生分) 町学校教育課 ☎：0548-33-2151

制度の名称	**静岡県高等学校等奨学給付金（家計急変）**
支援の種類	給付
制度の内容	●住民税非課税相当の世帯に対し、奨学給付金（家計急変）を給付します。
活用できる方	●保護者の失職又は収入の減少等により年間収入見込額が住民税非課税相当まで減少が見込まれる方が対象です。
お問い合わせ	在籍する高等学校

制度の名称	**（静岡県）教育奨学金の貸与**
支援の種類	貸付
制度の内容	●経済的に修学が困難な高校生に対し、教育奨学金（教育資金）を貸与します。
活用できる方	●保護者の失職又は収入の減少等により経済的に修学が困難と認められる方が対象です。
お問い合わせ	在籍する高等学校

制度の名称	**県立学校授業料の減免**
支援の種類	減免
制度の内容	●天災、火災その他災害により著しく損害を受けた者の県立学校授業料を減免します。
活用できる方	●現に居住する住居が半壊・半焼・床上浸水などの被害を受けた方が対象です。
お問い合わせ	在籍する高等学校

制度の名称	**静岡県私立高等学校等就学支援金（家計急変）**
支援の種類	減免
制度の内容	●天災、火災その他災害など、自己の責めに帰することのできない理由による離職などにより、従前得ていた収入を得ることができない場合に、授業料の一部を減免します。
活用できる方	●生徒の保護者等が、被災による就業困難等で収入が一定基準以下に減少した方が対象です。
お問い合わせ	静岡県私学振興課 ☎：052-221-2065

制度の名称	**静岡県私立高等学校等専攻科修学支援金（家計急変）**
支援の種類	減免
制度の内容	●天災、火災その他災害など、自己の責めに帰することのできない理由による離職などにより、従前得ていた収入を得ることができない場合に、授業料の一部を減免します。
活用できる方	●生徒の生計維持者等で、被災による就業困難等で収入が一定基準以下に減少した方が対象です。
お問い合わせ	静岡県私学振興課 ☎：052-221-2065

制度の名称	**静岡県私立高等学校等授業料減免（家計急変）補助金**
支援の種類	減免
制度の内容	●天災、火災その他災害など、自己の責めに帰することのできない理由による離職などにより、授業料の納付が困難となった者に係る授業料の一部を減免します。
活用できる方	●児童・生徒の保護者等が、被災による就業困難等で収入が一定基準以下に減少した方が対象です。
お問い合わせ	静岡県私学振興課 ☎：052-221-2065

制度の名称	**静岡県私立高等学校等奨学給付金（家計急変）**
支援の種類	給付
制度の内容	●天災、火災その他災害など、自己の責めに帰することのできない理由による離職などの家計急変によって保護者等の年間収入見込額が住民税非課税相当の所得水準まで減少すると見込まれる世帯を対象に、授業料以外の教育に必要な経費を支援するため給付金を支給します。
活用できる方	●保護者の失職又は収入の減少等により年間収入見込額が住民税非課税相当まで減少する見込ませる世帯の方が対象です。
お問い合わせ	静岡県私学振興課 ☎：052-221-2065

制度の名称	**国の教育ローン（災害特例措置）**
支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	●入学資金・在学資金等の教育資金を融資するものです。 災害特例措置により年収（所得）制限が一部緩和されています。 ※詳しくは、株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。
活用できる方	●世帯の年収（所得）に関する上限額の設定（所得制限）あり
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター ☎：0570－008656 または 03－5321－8656

制度の名称	**大学等授業料等減免措置**
支援の種類	減免・猶予(延長・金利の引き下げ含む)
制度の内容	●災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、各学校(大学、短期大学、大学院、高等専門学校)において授業料等の減額、免除を行います。 ※具体的な基準や減免額などは、学校ごとに異なります。
活用できる方	●各大学等において、減免等を必要とすると認める方が対象です。
お問い合わせ	在籍する各学校(授業料担当窓口)

制度の名称	**高等教育の修学支援新制度(家計が急変した学生)**
支援の種類	減免・給付
制度の内容	●住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯を対象に,学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金と授業料等減免による支援を行う制度です。
活用できる方	●通常は、前年度の課税標準額により審査を行いますが、災害等の影響で家計が急変した場合には,家計急変後の収入見込みにより審査し、所得要件等を満たした方が対象です。
お問い合わせ	給付型奨学金について、在籍する各学校(奨学金担当窓口) 又は日本学生支援機構奨学金相談センター TEL 0570-666-301 授業料等減免について、在籍する各学校(授業料担当窓口)

制度の名称	**日本学生支援機構の貸与型奨学金(緊急採用・応急採用)**
支援の種類	貸与
制度の内容	●災害等により、家計が急変した学生・生徒に対して、奨学金の貸与を実施します。
活用できる方	●大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校(専門課程)の学生・生徒
お問い合わせ	在籍する各学校(奨学金担当窓口)

制度の名称	**JASSO 災害支援金**
支援の種類	給付
制度の内容	●災害等により、学生・生徒又はその生計維持者の居住する住宅に、半壊(半流出・半埋没及び半焼失を含む)以上の被害を受けたり、床上浸水となったり、自治体からの避難勧告が1か月以上続いた学生・生徒に対して、支援金(10 万円)を支給します。
活用できる方	●日本国内の大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校(専門課程)の学生・生徒
お問い合わせ	在籍する各学校(JASSO 災害支援金担当窓口)

制度の名称	**児童手当の特例措置**
支援の種類	給付
制度の内容	●被災により、認定請求等の届出が遅れた場合児童手当の認定請求等については、事実の発生した日(例えば出生の場合は出生日)の翌日から15 日以内に手続きすることで、事実の発生した日の翌月分から支給されます。 ●被災された場合などやむを得ない理由により、届出が遅れた場合は、遡って認定することが可能です。 また、請求書等に添えなければならない書類を省略、またはこれに代わる他の書類を添えて提出することができます。 ・必要書類については、災害の程度によって個別に対応します。 ・罹災証明書の提出が必要な場合があります。
活用できる方	●出生や転入など児童手当の認定請求の届出をされる上記に該当する方
お問い合わせ	こども未来課☎：0548-33-2153

制度の名称	**児童扶養手当の特例措置**
支援の種類	給付
制度の内容	●被災により、認定請求等が遅れた場合 児童扶養手当は、原則として請求の翌月分からの支給開始になります。自然災害（風水害等）などやむを得ない事情により届出が遅れた場合、当該事由が生じた日から 15 日以内に児童扶養手当被災状況書を提出することで、被害が発生した月の翌月から手当を支給します。 ＜対象者＞ 災害により認定請求書、額改定通知書等の提出が遅れた方。 ＜必要書類＞罹災証明書 ●住宅・家財等が２分の１以上被災された場合所得制限を一時的に解除し、全額支給になる特例措置が受けられる場合があります。 ＜対象者＞ 児童扶養手当が一部支給停止または、全部支給停止の方や、これから認定請求する方で、災害により住宅等の２分の１以上被災された方該当される場合は、担当課までお申し出ください。 ＜必要書類＞ ・児童扶養手当被災状況書（市役所にあります） ・罹災証明書 ・児童扶養手当証書 ・その他の必要書類（個々の事情により異なります） ＜注意事項＞ ・全部支給の方は対象外です。（手当額の上乗せではありません） ・被害金額には保険等で補てんされた額は含みません。 ・災害による損害を雑損控除として確定申告する必要があります。・確定申告後、被災した年の所得が全部支給限度額以上であった場合は、特例措置の対象となった手当の全部または一部を後日返還することとなります。
活用できる方	●児童扶養手当受給者又はこれから認定請求される上記に該当する方
お問い合わせ	こども未来課 ☎：0548-33-2153

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>保育料の減免</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>減免</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等により被害を受け、下記の基準に該当される世帯は、保育料の減免措置を受けることができます。
（制度内容）
１　対象者
町が保育料を決定している保育所等に入所する０～２歳児の利用者負担金を負担している世帯のうち、以下の要件に該当する世帯
（１）居住する住家が全壊の世帯
（罹災証明書上の「住家の被害の程度」が「全壊」の世帯）
（２）居住する住家が半壊の世帯
（罹災証明書上の「住家の被害の程度」が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」のいずれかの世帯）

２　減免の内容等
<table>
<tr><th>被害の程度</th><th>減免の割合</th><th>減免の期間</th></tr>
<tr><td>全壊の世帯</td><td>全部</td><td>令和７年９月分から令和８年８月分まで</td></tr>
<tr><td>半壊の世帯</td><td>２分の１</td><td>令和７年９月分から令和８年３月分まで</td></tr>
</table>
３　申請書類
・減免申請書
・罹災証明書（コピー可）

＜申請期限＞
令和７年 10 月 17 日（金）～ 令和８年３月 31 日（火）</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等により被害を受けた世帯</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>こども未来課 ☎：0548-33-2153</td></tr>
</table>

制度の名称	**個人住民税(町県民税)の減免**
支援の種類	減免
制度の内容	●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等により下記の基準に該当される方は、９月５日以降に納期が到来する令和７年度の個人住民税の減免措置を受けることができます。

⑴　人的被害に対する減免

事由	減免の割合
死亡した場合	全部
生活保護法に基づく生活扶助を受けることとなった場合	全部
障害者となった場合	10 分の９

⑵　住家、家財の損害に対する減免

前年中の合計所得金額が 1,000 万円以下で、住宅又は家財（※１）につき災害により受けた損害金額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を控除した額）が、その住宅又は家財の価格の 30%以上である場合

合計所得金額	減免の割合	
	損害の程度※１が 10 分の３以上 10 分の５未満	損害の程度が 10 分の５以上
500 万円以下	２分の１	全部
500 万円を超え 750 万円以下	４分の１	２分の１
750 万円を超え 1,000 万円以下	８分の１	４分の１

※１　家財は、全家財の総額となります。総額が不明な場合は、国税庁ホームページ（家族構成別家庭用財産評価額）を参照してください。

※２　住家のみで保険等の補填がない場合は、罹災証明書の審査基準に準じます。（中規模半壊以上が該当します。）

⑶　農業所得の減少に対する減免（所得割額）

前年中の合計所得金額が 1,000 万円以下（農業所得以外の所得が 400 万円を超える者を除く。）で、農作物の減収による損失額の合計額（農作物共済金額を控除した金額）が、平年の農作物による収入額の 30%以上である場合

合計所得金額	減免の割合
300 万円以下	全部
300 万円を超え 400 万円以下	10 分の８
400 万円を超え 550 万円以下	10 分の６
550 万円を超え 750 万円以下	10 分の４
750 万円を超え 1,000 万円以下	10 分の２

※上記２つ以上に該当する場合は、最も減免額が高い方を適用します。

	＜対象となる税額＞ 【９月５日以降に納期を迎える個人町県民税】 ・公的年金特別徴収…10 月分～令和８年２月分 ・普通徴収…令和７年度第３期分、第４期分 ※既に納めている場合は還付となります。 ＜申請に必要な書類＞ ・減免申請書 ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ⑵を申請される方は、次の書類 ※住家のみで保険等の補填がない場合は不要 （罹災証明書の審査基準に準じます。） ・被害を受けた住宅・家財の損失等の明細書 ・損失額がわかる書類（修理見積書などの写） ・保険金等の支払いを受けた場合は、支払いを受けた金額の証明書等（写） ⑶を申請される方は、次の書類 ・収入状況等申告書 ・本年中の収入（実績及び見込）を証明する書類（写） ・農作物共済金の支払いを受けた場合は、支払いを受けた金額の証明書等（写） その他、申請する内容により、必要書類を追加する場合があります。 ※　森林環境税は、おおむね中規模半壊以上に相当する場合、前年中の合計所得金額に応じて減免対象となります。 ＜申請期限＞ 令和８年３月 31 日（火）
活用できる方	●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等により、人的被害を受けた、住宅又は家財に被害を受けた又は農業所得が減少した納税義務者 ※損害を受けた住宅・家財の所有者が、納税義務者、同一生計配偶者又は扶養親族であることが要件となります。
お問い合わせ	税務課 住民税部門 ☎：0548-33-2107

制度の名称	**固定資産税及び都市計画税の減免**
支援の種類	減免
制度の内容	●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等により、それぞれの資産区分の損害 の程度に応じて、９月５日以降に納期限が到来する令和７年度の固定資産税の減免措置を受けることができます。

⑴　土地に対する減免

損害の程度（被害面積）	減免の割合
10 分の８以上	全部
10 分の６以上 10 分の８未満	10 分の８
10 分の４以上 10 分の６未満	10 分の６
10 分の２以上 10 分の４未満	10 分の４

⑵　家屋に対する減免

損害の程度	減免の割合
全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめない又は復旧不能の場合	全部
家屋の価格の 10 分の６以上	10 分の８
家屋の価格の 10 分の４以上 10 分の６未満	10 分の６
家屋の価格の 10 分の２以上 10 分の４未満	10 分の４

※償却資産については、家屋の例に準じます。

【家屋の損害がある場合】

（１）住家の場合

罹災証明書の情報をもとに減免します。

・明らかに減免適用となる方には、関係書類を郵送する予定です。

（２）住家以外の場合（車庫・倉庫・事務所など）

被災届出証明書の情報をもとに減免します。

・損害状況が写真等では判断できない場合、損害の詳細についてお尋ねさせていただくことがあります。また、必要に応じて税務課が現地調査を行う場合があります。被災届出証明交付申請の際に記入いただいたご連絡先に連絡させていただきますので、ご協力をお願いします。

【償却資産の損害がある場合】

12 月初めに発送する「令和８年度償却資産申告書類」に同封する減免申請書、令和７年度償却資産申告書及び償却資産種類別明細書（減少資産用）を提出してください。

	＜対象となる税額＞ 【９月５日以降に納期を迎える固定資産税】 ・第３期（納期限：令和８年１月５日）以降の税額 ＜申請に必要な書類＞ ・減免申請書 ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ＜申請期限＞ ・土地及び家屋　令和８年３月 31 日（火） ・償却資産　　令和７年 12 月 19 日（金）
活用できる方	●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等により、所有する固定資産に被害を受けた納税義務者
お問い合わせ	税務課 資産税部門 ☎：0548-33-2108

制度の名称	**国民健康保険税の減免**
支援の種類	減免
制度の内容	

●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等により、下記の基準に該当される吉田町国民健康保険の加入世帯は、９月５日以降に納期限が到来する令和７年度の国民健康保険税の減免措置を受けることができます。減免される割合は、以下のとおりです。

（１）　人的被害に対する減免

被害の程度	減額・免除措置の割合
生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合	全部
生計維持者が行方不明となった場合	
生計維持者以外の被保険者が行方不明となった場合	行方不明となった被保険者に係る税額の全部

（２）　住家の損害に対する減免

損害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊
減免の割合	全部	２分の１		

※損害の程度・・・罹災証明書の被害程度により判定

（３）　収入の減少に対する減免

生計維持者の令和６年中の合計所得金額が 1,000 万円以下（減少した事業収入等に係る所得以外の所得が 400 万円以下の場合に限る。）で、令和７年中の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかが令和６年中と比べて 30%以上減少（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を控除した額）する世帯

国民健康保険税額に、当該世帯の令和６年中の合計取得金額に占める減少した事業収入等に係る令和６年中の所得の合計額の割合を乗じて得た額について、合計所得金額に応じて減免（失業、廃業により当分の間収入が見込めない場合は全部）

合計所得金額	減免の割合
300 万円以下	全部
300 万円を超え 400 万円以下	10 分の８
400 万円を超え 550 万円以下	10 分の６
550 万円を超え 750 万円以下	10 分の４
750 万円を超え 1,000 万円以下	10 分の２

※上記２つ以上に該当する場合は、最も減免額が高い方を適用します。

	＜対象＞ 【９月５日以降に納期を迎える国民健康保険税】 ・特別徴収…10 月分～令和８年２月分 ・普通徴収…９月分（３期）～令和８年２月分（８期） ※既に納めている場合は還付となります。 ＜申請に必要な書類＞ ・減免申請書 ・罹災証明書（写しでも可） ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証 等） （３）を申請される方は上記に加え ・収入状況等申告書（保険料の減免用） ・前年中の所得がわかる書類（確定申告書や源泉徴収票など） ・令和７年の予想合計所得がわかるもの（給与明細書、年金支払通知書、営業収益がわかる帳簿など） ・保険金、損害賠償金等による補てん金額がわかる書類 その他、申請する内容により必要書類を追加する場合があります。 ＜申請期限＞ 令和８年３月 31 日（火） ●郵送申請については現在準備中です。 準備ができ次第、お知らせします。
活用できる方	●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等により、居住する住宅に被害を受けた又は事業収入等が減少した吉田町国民健康保険加入世帯
お問い合わせ	町民課　国保部門　☎：0548-33-2103

制度の名称	**後期高齢者医療保険料の減免**
支援の種類	減免
制度の内容	●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等により、下記の基準に該当される後期高齢者医療制度の被保険者は、９月５日以降に納期限が到来する令和７年度から令和８年度分までの 12 か月分の後期高齢者医療保険料の未納分について減免措置を受けることができます。保険料の減免基準、および保険料が減免される割合は、以下のとおりです。

（１） 被保険者及び世帯主の所有する住宅その他の資産に損害を受けた場合

＜軽減又は免除の割合＞

令和６年中の被保険者と世帯主の合計所得金額の合計	資産の損害割合	
	総価格の100 分の 50 以上	総価格の100 分の 30 以上100 分の 50 未満
500 万円以下	全部	２分の１
500 万円を超え 750 万円以下	２分の１	４分の１
750 万円を超え 1,000 万円以下	４分の１	８分の１

※住宅その他の資産…土地や建物のほか、生活に通常必要な電化製品、家具、じゅう器、衣服、寝具等をいう。

※合計所得金額…譲渡所得、一時所得、専従者給与及び専従者控除は適用させず、非課税所得（障害年金、遺族年金、恩給、雇用保険の給付など）を含む。

※資産の損害割合…住宅その他資産の損害賠償金等による補てん後の損害割合により算定する。

（２） 被保険者又は世帯主の所得が減少し、後期高齢者医療保険料の納付が著しく困難であると認められる場合

＜軽減又は免除の割合＞

令和６年中の被保険者と世帯主の合計所得金額の合計	令和７年の被保険者と世帯主の所得の減少割合		
	100 分の 70 以上	100 分の 30 以上100 分の 70 未満	100 分の 30 以上100 分の 50 未満
100 万円以下	全部	全部	100 分の 80
100 万円を超え200 万円以下	全部	100 分の 80	100 分の 60
200 万円を超え300 万円以下	100 分の 80	100 分の 60	100 分の 40
300 万円を超え400 万円以下	100 分の 60	100 分の 40	100 分の 20

※納付が著しく困難…被保険者と世帯主の預貯金現金及び被保険者と世帯主の予想合計所得金額の合計が 500 万円以下であること。
※合計所得金額…譲渡所得、一時所得、専従者給与及び専従者控除は適用させず、非課税所得（障害年金、遺族年金、恩給、雇用保険の給付など）を含む。
※所得の減少割合・・・被保険者と世帯主の令和７年の予想合計所得金額の合計の減少割合により算定する。

＜申請書類＞
（１）（２）共通
・減免申請書
・調査同意書
・前年中の所得がわかる書類（確定申告書や源泉徴収票など）（コピー可）
・保険金、損害賠償金等による補てん金額がわかる書類
・（非課税所得がある場合）世帯主と世帯の被保険者全員の前年の非課税所得の金額が分かるもの
・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証 等)

（１）を申請される方は上記（１）（２）共通書類に加え
・災害状況等申告書(保険料の減免用)
・罹災証明書（写しでも可）
・資産価値の分かるもの（固定資産税納税通知書など）
・家財の損害状況が分かるもの（写真など）

（２）を申請される方は上記（１）（２）共通書類に加え
・収入状況等申告書（保険料の減免用）
・令和７年の予想合計所得がわかるもの（給与明細書、年金支払通知書、営業収益がわかる帳簿など）
・被保険者と世帯主の所有する申請時の預貯金現金額の全てがわかるもの（預貯金通帳（申請時点の記帳済のもの）など）
・（事業の休廃止による所得の減少の場合）休廃止の分かるもの（公的機関への休業又は廃業の届出書の写しや、事業主の事業体廃止の申立の写しなど）
・（世帯主が死亡、または心身に重大な障がいを受けた、もしくは長期（３か月以上）入院したことによる所得の減少の場合）そのことが分かるもの（身体障害者手帳、医療機関の領収書、診断書など）

＜申請期限＞
普通徴収…納期限の７日前まで
特別徴収…特別徴収対象年金の支払い日の７日前まで

	※継続して令和８年度に後期高齢者医療保険料の減免を受ける場合は、再度、申請が必要です。 ※令和７年度に後期高齢者医療保険料の減免を受けた方には、令和８年度の後期高齢者医療保険料の減免申請をお知らせします。
活用できる方	●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等により、被保険者及び世帯主の所有する住宅その他の資産に損害を受けた、または所得が減少したことにより保険料の納付が困難な後期高齢者医療制度の被保険者
お問い合わせ	町民課　国保部門　☎：0548-33-2103

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>介護保険料の減免</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>減免</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>

●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等により、下記の基準に該当される吉田町介護保険の加入者は、９月５日以降に納期限が到来する令和７年度の介護保険料の減免措置を受けることができます。令和７年度の介護保険料が減免される割合は、以下のとおりです。

<table>
<tr><td>被害の程度</td><td>減額・免除措置の割合</td></tr>
<tr><td>死亡または重篤な傷病を負った場合</td><td>全額</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>被害の程度</td><td>全壊</td><td>大規模半壊</td><td>中規模半壊</td><td>半壊</td></tr>
<tr><td>減免の割合</td><td>全額</td><td>２分の１</td><td>２分の１</td><td>２分の１</td></tr>
</table>

※損害の程度・・・罹災証明書の被害程度により判定

災害により生計維持者の事業収入等が昨年度と比較して 10 分の３以上減少した場合は以下のとおりです。

<table>
<tr><td>減免の対象となる年度</td><td>前年の合計所得金額</td><td>免除または軽減の割合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和７年度</td><td>200 万円以下であるとき</td><td>全額</td></tr>
<tr><td>200 万円を超えるとき</td><td>10 分の８</td></tr>
</table>

＜令和７年度の対象＞

【９月５日以降に納期を迎える介護保険料】

・特別徴収…10 月分～令和８年２月分

・普通徴収…令和７年度４期分～６期分

＜申請に必要な書類＞

・減免申請書

・事業収入減少が分かる書類（該当者のみ）

・罹災証明(写しでも可)

＜申請期限＞

令和７年 9 月 20 日(土)～令和 8 年 3 月 31 日(火)

</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻により、居住する住宅又は家財に被害等を受けた 65 歳以上の介護保険被保険者</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>福祉課　介護保険部門　☎：0548-33-2106</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>介護保険サービス利用料の減免</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>減免</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等により、下記の基準に該当される吉田町介護保険の要支援・要介護認定者は、10 月以降に利用された介護保険サービスに係る利用料の減免措置を受けることができます。介護保険サービス利用料が減免される割合は、以下のとおりです。
<table>
<tr><td>損害を受けた割合※</td><td>減免される割合</td></tr>
<tr><td>10 分の５以上</td><td>全額</td></tr>
<tr><td>10 分の２以上</td><td>２分の１</td></tr>
</table>
※第１号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の住宅、家財若しくはその他の財産が滅失し、又は著しく破損を受けた割合。
また、昨年度と比較して本人又はその属する世帯の生計維持者の所得が 10 分の３以上減少した世帯も対象となります。

＜申請に必要な書類＞
・減免申請書
・確定申告書類の写し（該当者のみ）
・罹災証明(写しでも可)
※その他申請に必要な書類はお問い合わせください。

〈対象〉
令和７年 10 月から令和８年３月までに利用した介護保険サービスの金額が対象です。

＜申請期限＞
令和７年 10 月１日（水）～ 令和８年３月 31 日（火）</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻により、居住する住宅又は家財等に被害等を受けた介護保険サービス利用者</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>福祉課　介護保険部門　☎：0548-33-2106</td></tr>
</table>

制度の名称	**国民年金保険料の免除**
支援の種類	減免
制度の内容	●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等により、住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね２分の１以上の損害を受けた場合、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が免除されます。 ※申請前に納付された保険料は免除されません。 ※免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続きについては、町民課国保部門（吉田町役場１階)、または島田年金事務所へお問い合わせください。 ＜申請に必要な書類＞ ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） その他申請に必要な書類はお問い合わせください。
活用できる方	●国民年金第１号被保険者で上記に該当する方
お問い合わせ	町民課　国保部門　☎：0548-33-2103

制度の名称	**障害福祉サービス等の利用者負担金の減免**
支援の種類	利用者負担額の免除
制度の内容	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、障害福祉サービス等に要する費用を負担することが困難である方に対し、利用者負担額を免除します。
活用できる方	●障害福祉サービス等受給者証を所持し、住家が全半壊の被害を受けた方
お問い合わせ	福祉課 社会福祉部門 ☎：0548-33-2104

制度の名称	**国税の特別措置**
支援の種類	減免・猶予(延長・金利の引き下げ含む)
制度の内容	●申告などの期限の延長災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、その理由のやんだ日から２か月以内の範囲でその期限が延長されます。これには、国税庁長官が申告・納付などの期限を延長する地域と期日を定めて告示することで、その告示の期日まで申告・納付などの期限が延長される場合(地域指定)と、所轄税務署長に申告・納付などの期限の延長を申請し、その承認を受けることにより延長される場合(個別指定)とがあります。 ●納税の猶予災害などにより被害を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、納税の猶予を受けることができます。 ●予定納税の減額所得税の予定納税をされる方が災害により損失を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、減額を受けることができます。 ●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予など災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請(一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請)をすることにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。 ●所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、 １　所得税法に定める雑損控除の方法 ２　災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。
活用できる方	●申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方が対象です。 ●納税の猶予については、災害により全面積財産の概ね 1/5 以上の損失を受けた方、災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方など、一定の要件を満たす方が対象です。 ●予定納税の減税については、所得税の予定納税をされる方で災害により損失を受け、その年の税額が前年より減少することが見込まれる方が対象です。 ●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の１/２以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が 1,000 万円以下である方などが対象です。 ●雑損控除については、災害により生活に通常必要な資産に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出(災害関連支出)をした方が対象です。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除

	については、損害額が住宅や家財の価額の 1/2 以上で、被害を受けた年分の所得金額が 1,000 万円以下の方が対象です。
お問い合わせ	島田税務署　☎：0547-37-3121

制度の名称	**自動車税種別割の減免**
支援の種類	減免
制度の内容	●この減免を受けるには、財務事務所への申請が必要です。まずはお電話にてお問い合わせください。 ●災害にあった自動車を修繕した場合 〈概要〉 修理のためにかかった費用から、保険金、損害賠償金などを控除した金額が、自動車税の年税額を超えた場合、自動車税種別割が概ね 50%減免される場合があります。 〈減免額〉 修理にかかった費用から、保険金、損害賠償金などを控除した金額が、自動車税種別割の年税額を超えた場合に、年税額の 50% 〈提出書類〉 ① 自動車税減免申請書 ②「自動車補修の明細書の写し（分解整備定期点検簿の写し）（修理業者等が発行）」又は「自動車保険事故調査報告書（保険会社等が発行）」の写し ③罹災証明書 ※発行されない場合は省略可 ※その他被災状況が確認できるもの（被災写真等）があれば可能な限り添付 ●災害によって自動車が使用不能となり、廃車した場合 〈概要〉 災害があった翌月から、抹消（廃車）登録をした月までの自動車税種別割が、月割りで減免されます。 （注）この場合、減免を受けるには、その自動車が解体されたうえで、抹消登録（道路運送車両法第 15 条及び第 16 条（当該自動車を解体処理した場合に限る。）による永久抹消登録）することが必要です。 〈減免額〉 災害があった翌月から、抹消（廃車）登録をした月までの月割税額 〈提出書類〉 ①自動車税減免申請書 ②抹消登録を確認できる書類の写し ③罹災証明書 ※発行されない場合は省略可
活用できる方	●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等により、自動車に被害を受けられた方
お問い合わせ	藤枝財務事務所 課税課 課税第１班 ☎：054-644-9122

制度の名称	**（軽）自動車税環境性能割の減免**
支援の種類	減免
制度の内容	●この減免を受けるには、財務事務所（自動車税分室）への申請が必要です。まずはお電話にてお問い合わせください。 ●減免の対象災害により自動車が使用不能になった者が代替自動車を取得した場合、代替自動車の自動車税環境性能割又は軽自動車税環境性能割の全額 ＜減免の条件＞ 災害のやんだ日から３か月以内に、 ・被災した自動車の永久抹消登録（永久抹消できない場合は解体） ・代替自動車（※）の取得 ・（軽）自動車税環境性能割減免申請書の提出の全てが行われていること（順番は問わない） （※）代替自動車は、被災自動車と同一車種別番号かつ同一用途区分の自動車であること（被災自動車よりも小型の自動車も可）。 また、被災自動車と同一名義であること（所有権留保の場合は「使用者」が同一であること）。 ＜主な必要書類＞ ①（軽）自動車税環境性能割減免申請書 ② 被災自動車の永久抹消登録又は解体が確認できる書類 ③「罹災証明書」又は「被災届出証明書」 ➡証明書が発行されない場合は、保険会社の調査報告書や、被災自動車の被災後の写真（車のナンバーが写っているもの） ④ 取得した代替自動車の自動車検査証
活用できる方	●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等の被害を受け、買い替えをされた方
お問い合わせ	●取得予定の自動車のナンバーを管轄する県税窓口 ・静岡：静岡財務事務所自動車税分室 ☎：054-261-4029 ・浜松：浜松財務事務所自動車税分室 ☎：053-421-4543 ・沼津、伊豆、富士山：沼津財務事務所自動車税分室 ☎：055-966-0626

制度の名称	**マイナンバーカード等の再交付手数料の免除**
支援の種類	免除
制度の内容	●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等によりマイナンバーカードを紛失等した場合は、無料でカードの再交付の申請を行うことができます。 【申請場所】 町民課（吉田町役場　１階） 【対象のお手続き】マイナンバーカード及び電子証明書の再交付手続き
活用できる方	●令和７年９月５日以前に、マイナンバーカードを受け取られている方で、罹災証明書又は被災届出証明書の交付を受けられた方
お問い合わせ	町民課 住民窓口部門 ☎：0548-33-2101

制度の名称	**住民票等の交付手数料の免除**
支援の種類	免除
制度の内容	●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等で被災された方を対象に、次のとおり証明書等の交付手数料を免除します。 【対象となる手続き】 （１）印鑑登録証明書の交付 （２）印鑑登録証の再交付 （令和７年９月５日以前に印鑑登録をされていた方に限る） （３）戸籍（除籍）謄本・抄本の交付 （４）住民票（除票）の写し・住民票（除票）記載事項証明書の交付 （広域交付住民票は対象外） （５）戸籍附票（除票）の写しの交付 【申請場所】 町民課（吉田町役場　１階） 【手続き方法】窓口で請求される際、以下の書類を提示してください。 （１）罹災証明書又は被災届出証明書 （２）本人確認ができるもの ※印鑑登録証の再交付では、登録する印鑑と写真付きの身分証明書をお持ちください。また、再交付には数日要する場合があります。 ※代理人が来られる場合は、委任状が必要となります。 ※コンビニ交付サービスでは、交付手数料は免除されません。
活用できる方	●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等に関連し、公的機関（国又は地方公共団体）への手続き、損害保険の請求等に証明書を使用される場合で罹災証明書又は被災届出証明書の交付を受けられた方
お問い合わせ	町民課　住民窓口部門　☎：0548-33-2101

制度の名称	**税証明書の手数料の免除**
支援の種類	免除
制度の内容	●罹災証明書または被災届出証明書の交付を受けられた方で、災害に関連し、公的機関（国または地方公共団体）の手続きに使用される場合には、以下の証明書の交付手数料を免除します。 【対象となる税証明書】 ・所得証明書 ・住民税決定証明書 ・納税証明書 ・評価証明書 ・公課証明書 ・所有証明書 ・固定資産課税台帳登録事項証明書 ・営業証明書 ・固定資産税名寄台帳兼課税台帳（写し） 【証明書の交付窓口】 ・吉田町役場 1階　税務課 ※手数料の免除申請には、上記税証明書が公的機関の手続きに使用されることがわかる書類が必要です。 ※罹災証明書または被災届出証明書の提示をお願いします。なお、原本はお返しします。 ※本人または同一世帯員以外の代理人の場合は、委任状が必要です。また、同居していても世帯を分けて登録している方や、町外に住民登録のある方も、委任状が必要となります。また、来庁される方の本人確認を行うため、別途来庁者の身分証明書の提示をお願いします。 ※法人等の申請については、代表者以外の方が申請する場合、法人の委任状が必要となります。なお、代表者であることが窓口にて確認できない場合は、別途書類等で確認させていただきます。 ※固定資産税に関する証明書の交付は、借地人・借家人等に該当する方も申請することができます。その場合、契約書等にて内容を確認させていただきます。 ※コンビニで交付された証明書の交付手数料は、免除の対象とはなりません。
活用できる方	●罹災証明書または被災届出証明書の交付を受けられた方
お問い合わせ	税務課 収納管理部門　☎：0548-33-2109

制度の名称	**NHK受信料の免除**
支援の種類	免除
制度の内容	●災害救助法が適用された区域内において、次のとおり放送受信料が全額免除されます。 ＜災害救助法が適用されている区域＞吉田町全域 ＜免除の対象＞ 半壊又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約 ＜免除期間＞ 令和７年９月から令和７年 10 月まで（２か月間） ＜申請の手続き＞ オンラインまたは郵送のいずれかの方法 ＮＨＫの下記ホームページに掲載 https://www.nhk-cs.jp/contract/exemption/menjo-info/saigaimenjo-shinsei/ ※郵送の場合 ・放送受信料免除申請書（ＮＨＫホームページに掲載） ・罹災証明書の写し ・送付先 〒422-8787 静岡市駿河区八幡１丁目６－１ ＮＨＫ静岡放送局 経営管理企画センター宛
活用できる方	●放送受信契約をされている上記の対象に該当する方
お問い合わせ	ＮＨＫ静岡放送局 経営管理企画センター 営業グループ ☎：054-654-5200

制度の名称	**大規模災害による一般旅券発給手数料の減免**
支援の種類	減免
制度の内容	●災害救助法が適用された市町村に住民票を有していた方で、被災された方について一般旅券（パスポート）の発給手数料が減免される場合があります。なお、減免期間は、災害救助法適用日から原則１年（令和８年９月４日まで）です。 【申請場所】 町民課（吉田町役場１階） 【手続き方法】窓口で請求される際、以下の書類をお持ちください。 （１）罹災証明書 （２）災害発生時の居住地を証明する書類：住民票の写しまたは戸籍の附票 ※吉田町で発行する住民票の写しまたは戸籍の附票については無料です。ただし、コンビニ交付は対象外ですのでご注意ください。 （３）その他、通常の申請に必要な発給申請書等関係書類、写真（旅券用） ※電子申請は対象外です。 ※減免申請は１回限りの申請となります。
活用できる方	●次の要件を共に満たす方 （１）災害救助法適用市町村において、全壊、半壊の被害を受けた方 ※準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）は対象外です。 （２）被災当時に災害救助法適用市町村に住民票を有していた方で申請時に静岡県内に居住している方
お問い合わせ	町民課　住民窓口部門　☎：0548-33-2101 静岡県旅券室　☎：054-221-3755

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>災害復興住宅融資（建設）</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>貸付（融資）</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅の建設や宅地の整備（液状化対策等を含む）の費用に充てるために利用できる融資です。
●融資が受けられる住宅部分の床面積の制限はありません。
※店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約２分の１以上必要です。
●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。
●融資の限度額・返済期間は下表のとおりです。

<table>
<tr><td></td><td>融資限度額（※１）</td><td>返済期間（※２）</td></tr>
<tr><td>土地取得資金なし</td><td>4,500 万円</td><td rowspan="2">35 年</td></tr>
<tr><td>土地取得資金あり</td><td>5,500 万円</td></tr>
</table>
※１　高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と土地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。
※２　高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。
●この融資は、融資の日から３年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。
（注）その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ
（https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html）又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>●ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を建設される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター
☎：0120－086－353</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>災害復興住宅融資（購入）</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>貸付（融資）</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を購入する費用に充てるために利用できる融資です。
●融資が受けられる住宅部分の床面積の制限はありません。
※店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約２分の１以上必要です。
●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。
●融資の限度額・返済期間は下表のとおりです。
<table>
<tr><td>融資限度額（※１）</td><td>返済期間（※２）</td></tr>
<tr><td>5,500 万円</td><td>35 年</td></tr>
</table>
※１　高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と土地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。
※２　高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。
●この融資は、融資の日から３年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。
（注）その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ
（https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html）又は下記のお問い合せ先にご確認ください。</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>●ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を購入される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター
☎：0120－086－353</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>災害復興住宅融資（補修）</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>貸付（融資）</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅の補修や宅地の整備（液状化対策等を含む）の費用に充てるために利用できる融資です。
●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。
●融資の限度額・返済期間は下表のとおりです。
<table><tr><td>融資限度額（※１）</td><td>返済期間（※２）</td></tr><tr><td>2,500 万円</td><td>35 年</td></tr></table>
※１　高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と土地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。
※２　高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。
●この融資は、融資の日から１年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することが出来ます。
（注）その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ
(https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai_hosyu/index.html)
又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>●ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を補修される方で、「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター
☎：0120－086－353</td></tr>
</table>

制度の名称	**住宅金融支援機構融資の返済方法の変更**
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	●地震、津波、噴火、暴風雨又は洪水により被害を受けたご返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。 ●概要は次のとおりです。 １　返済金の払込みの猶予：被災の程度に応じて、１～３年間 ２　払込猶予期間中の金利の引下げ：被災の程度に応じて、0.5～1.5%の金利引下げ（ただし、引下げ後の金利が０％を下回る場合は0.01%までの引下げ） ※フラット３５（買取型）の場合は0.5%引き下げた金利 ３　返済期間の延長：被災の程度に応じて、１～３年 ※返済の免除・減額を受けられる場合があります。 ※支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「罹災割合」に応じて決まります。詳しくは住宅金融支援機構又はお取り扱いの金融機関にご相談ください。 ※（参考）住宅金融支援機構ホームページ https://www.jhf.go.jp/loan/hensai/hisai.html
活用できる方	●以下のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方が対象です。 １　融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方 ２　債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方 ３　商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 災害専用ダイヤル（被災された方専用のダイヤル） ☎：0120－086－353

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>生活福祉資金制度による貸付（福祉費（住宅補修費））</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>貸付（融資）</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。
●貸付限度額等は次のとおりです。
<table>
<tr><td>貸付限度額</td><td>250 万円（目安）</td></tr>
<tr><td>貸付利率</td><td>連帯保証人を立てた場合：無利子連帯保証人を立てない場合：年 1.5%</td></tr>
<tr><td>据置期間</td><td>貸付けの日から６月以内</td></tr>
<tr><td>償還期間</td><td>据置期間経過後７年以内（目安）</td></tr>
</table>
●なお、大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置を実施することがあります。
●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、都道府県社会福祉協議会またはお住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>●低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯
●災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>吉田町社会福祉協議会　☎：0548-34-1800
静岡県社会福祉協議会　☎：054-254-5244</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>母子父子寡婦福祉資金住宅資金</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>貸付(融資)</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。
●貸付限度額等は次のとおりです。
<table>
<tr><td>貸付限度額</td><td>200 万円以内</td></tr>
<tr><td>貸 付 利 率</td><td>連帯保証人がいる場合：無利子
連帯保証人がいない場合：年１．０％</td></tr>
<tr><td>据 置 期 間</td><td>６か月</td></tr>
<tr><td>償 還 期 間</td><td>７年</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>●住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・父子・寡婦世帯</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>こども未来課 ☎：0548-33-2153
中部健康福祉センター☎：054-644-9276</td></tr>
</table>

制度の名称	**賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）**
支援の種類	現物貸与
制度の内容	●住宅が被災により一定の被害を受け、そのままの状態では住むことができない場合で、自らの資力で住居を確保することができない被災者に対して、災害救助法に基づき民間賃貸住宅を無償で提供する制度です。 ＜条件＞賃貸する物件の家賃が１か月当たり次の額以下であること １人世帯　５．０万円以下 ２人世帯　７．０万円以下 ３人～4 人世帯　７．５万円以下 ５人世帯　１１．０万円以下 ＜入居期間＞ 最長２年間 ※賃貸物件は、入居希望者ご自身で探していただきます。 ※エアコンなどの生活に必要な家電を応急仮設住宅の入居期間中、無償で貸し出します。エアコンは１台も設置が無い場合に限ります。 各１台（エアコン、冷蔵庫、洗濯機、テレビ） ※駐車場代、光熱水費、自治会費等は入居者の負担となります。 ※既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している方へ ９月５日（災害救助法適用日）以降、既に個人で契約して入居している場合でも、入居者の要件と借上げ住宅の条件等を満たし、貸主の同意が得られる場合は、県、貸主、入居者が三者契約を締結することで、入居日に遡って本事業（賃貸型応急住宅）の対象になります。（保険は遡及できません）
活用できる方	●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等により、吉田町在住の被災者において、住まいが全壊・半壊（自宅に居住できない人に限る）した人、または、道路・電気・ガス・水道等設備復旧に長期間の見込みがある方
お問い合わせ	都市環境課 都市計画部門　☎：0548-33-2161

制度の名称	**公営住宅への入居**
支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の内容	●被災者の方は、都道府県又は市町村が整備する公営住宅に入居することができます。 【県営住宅】 ＜入居期間＞ 　原則１年以内 ＜費用＞ 　敷金及び家賃は免除（駐車場使用料、光熱費及び共益費は入居者負担） ※エアコンなどの生活に必要な家電を県営住宅の入居期間中、無償で貸し出します。エアコンは１台も設置が無い場合に限ります。 　各１台（エアコン、冷蔵庫、洗濯機、テレビ） 【町営住宅】 ＜入居期間＞ 　原則１年以内 ＜費用＞ 　敷金及び家賃は免除（光熱費及び共益費入居者負担）
活用できる方	【県営住宅】 ●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等により被災され、罹災証明書をお持ちの世帯 ※被災の程度は問いません。 【町営住宅】 ●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等により被災され、居住が困難となった方
お問い合わせ	県営住宅：静岡県公営住宅課　☎：054-221-3085 町営住宅：都市環境課 都市計画部門　☎：0548-33-2161

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>公費解体制度</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>サービス等</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>●９月５日の台風に伴う竜巻等により損壊した被災家屋等を、所有者の申請に基づき、町が所有者に代わって解体・撤去等を行う制度です。なお、この制度は、あくまでも建物すべての解体を対象としており、リフォームに伴う解体や、屋根・外壁など建物の一部を解体する場合は対象外となります。
●対象となる家屋・撤去物個人または中小企業者及びこれに準ずる公益法人等*が所有し、次に該当するもの。
・罹災証明書で被害判定を受けている住家やアパート
・町の調査により被害状況が判定されている、または生活環境保全上、解体・撤去が必要と認められる事務所や工場、倉庫、店舗、ビニールハウス等
＊建物の基礎部分や建物に付属する浄化槽・便槽も、建物と一体的に解体する場合は対象となります。また、建物と隣接する倉庫等の建物も状況により、対象となる場合があります。
＊ここでいう中小企業者とは、中小企業基本法第２条に規定する企業で、本制度の要件に該当する企業者です（要件は、環境課へお尋ねください）。また公益法人等とは、学校法人、宗教法人、医療法人、一般社団法人などです。

●被害判定別の市の実施対象項目
罹災証明書等の被害の判定に応じて、町の実施する項目が異なります。
<table><tr><td></td><td>建物の解体</td><td>廃棄物の運搬・処分
（災害ごみ仮置場への搬入が前提）</td></tr><tr><td>全壊</td><td>対象</td><td>対象</td></tr><tr><td>大規模半壊・中規模半壊・半壊</td><td>対象外</td><td>対象</td></tr></table>＊廃棄物を災害ごみ仮置場へ搬入することにより、町が廃棄物を処分します。
＊上表に記載されていない被害判定については、この制度の対象外となります。

●自費解体制度
すでに家屋の解体・撤去等を実施済みの方には、その費用の一部を償還（お支払い）できる場合があります。詳しくは、都市環境課へお尋ねください。</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>●令和７年９月５日の台風に伴う竜巻等で、住家等に一定の被害判定を受けた方</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>●申請や自費解体制度に関すること：
都市環境課 環境部門 ☎：0548-33-2102
●災害廃棄物の運搬・処分に関すること：
都市環境課 環境部門 ☎：0548-33-2102
●ビニールハウス等の農業関連施設に関すること：
産業課　農政部門 ☎：0548-33-2121</td></tr>
</table>

制度の名称	**住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（ブルーシートの展張）**
支援の種類	現物給付
制度の内容	●災害救助法に基づき、住宅の屋根、外壁、建具（窓や玄関）等に損傷があり、ひとたび雨が降れば浸水を免れない世帯でかつ自治体から準半壊以上（相当）と判断された世帯に対して支援します（災害発生日から２か月以内）。 ※住家が対象となります。物置、倉庫や駐車場等は対象となりません。 ●緊急の修理は、市町村が業者に委託して実施します。 ●緊急の修理として支援できる限度額は令和７年４月基準において１世帯あたり、５万３，９００円となります。 ※詳細については、内閣府のホームページをご確認ください。
活用できる方	●災害救助法が適用された市町村において、住宅の屋根や外壁に被害を受け、その後の降雨により住宅が浸水するおそれが高い住宅でかつ自治体から準半壊以上（相当）と判断された方
お問い合わせ	都市環境課 都市計画部門　☎：0548-33-2161

制度の名称	**住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）**
支援の種類	現物給付
制度の内容	●日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで元の住家に引き続き住めるようにすること等を目的としたもので、応急修理に掛かる費用　（限度額内の修理費用）を被災者に代わって吉田町が支払う制度です。（災害発生日から６か月以内）。 ＜修理の範囲＞ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分であって、緊急に応急修理をすることが必要な部位です。 ＜費用の限度額＞ 被害認定 ｜ 限度額 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊 ｜ 一世帯あたり　最大 73 万 9 千円 準半壊 ｜ 一世帯あたり　最大 35 万 8 千円 ＜必要書類＞ ・災害救助法の住宅の応急修理申込書（様式第 1 号） ・資力に関する申出書（様式第 2 号） ・修理見積書（様式第 3 号） ・罹災証明書（写） ・施工前の被害状況がわかる写真
活用できる方	●罹災証明の区分で「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、　「半壊」、「準半壊」と記載されている住宅
お問い合わせ	都市環境課　　都市計画部門　☎：0548-33-2161

制度の名称	**株式会社日本政策金融公庫による資金貸付**
支援の種類	融資
制度の内容	●株式会社日本政策金融公庫では、災害により被害を受けた農林漁業者等に対する各種の資金貸付を行っています。 ・農林漁業セーフティネット資金（災害）：災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金を融資します。 ・農林漁業施設資金（災害復旧施設）：災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金を融資します。 ●上記のほかにも農林漁業者等に対する資金貸付がございます。各種貸付事業の詳細については、株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。
活用できる方	●農林漁業者等
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫静岡支店 農林水産事業 ☎：054－205－6070 株式会社日本政策金融公庫 ☎：0120－154－505

制度の名称	**災害相談窓口の設置**
支援の種類	相談窓口
制度の内容	●静岡県日本政策金融公庫 静岡支店 中小企業事業 ☎ 054-254-3631 国民生活事業 ☎ 057-004-9824 ●静岡県商工中金 静岡支店 ☎ 054-254-4131 ●静岡県信用保証協会 ☎ 0120-783-507 ●静岡県商工会連合会 ☎ 054-255-8080 ●静岡県中小企業団体中央会 ☎ 054-254-1511 ●静岡県よろず支援拠点 ☎ 054-253-5117
活用できる方	●災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者
お問い合わせ	中小企業庁 経営安定対策室 ☎：03-3501-1511

制度の名称	**小規模事業者経営改善資金(マル経融資)**
支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	●小規模事業者経営改善資金（通称：マル経融資）は、商工会・県商工会連合会（以下「商工会議所等」という。）の実施する経営指導を受ける小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。 ●貸付限度額　2,000 万円 ※金利については、下記お問い合わせ先にご確認ください。
活用できる方	●以下の１及び２の要件を満たす方 １　小規模事業者 常時使用する従業員が 20 人以下（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は 5 人以下）の法人・個人事業主 商工会の経営指導を受けているなどの要件を満たしている方
お問い合わせ	吉田町商工会　☎ 0548-32-3366

制度の名称	**中小企業向け県制度融資「中小企業災害対策」の実施**
支援の種類	貸付（融資）及び信用保証
制度の内容	●融資対象：台風等により、直接被害又は間接被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に実施します。 直接被害（建物、設備、備品、商品に実被害を受けたもの） 関節被害（停電・断水等の影響で１か月間の売上が前年同月比で10%以上減少した又は減少する見込みのもの） ・資金使途：災害復興に必要な設備資金、運転資金 ・融資限度額：5,000 万円 ・融資利率：普通保証　基準金利（金融機関）：2.07% 利子補給率（県）：0.47% 融資利率（申請者負担）：1.60% ＳＮ４号保証　基準金利（金融機関）：1.97% 利子補給率（県）：0.47% 融資利率（申請者負担）：1.50% ・融資期間：最長 10 年間（据置 1 年） ・信用保証料：普通保証　直接被害：0.15%～0.6% 間接被害：0.3%～1.3% ＳＮ４号保証　直接被害　0.0% 間接被害　0.6% ●詳細は、各機関にご確認ください。
活用できる方	●県内で 6 か月以上継続して同一事業を営む中小事業者、組合
お問い合わせ	静岡県経済産業部商工金融課　☎：054－221－2513

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>災害復旧貸付等の実施</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>貸付（融資）</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>●令和７年台風 15 号等により被害・影響を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を融資する災害復旧貸付等を実施します。
●日本政策金融公庫の災害復旧貸付の貸付限度額等は次のとおりです。
【国民生活事業】
<table>
<tr><td>貸付限度額</td><td>各貸付制度の貸付限度額に上乗せ３千万円</td></tr>
<tr><td>償還期間</td><td>【特別貸付を適用した場合】
適用する各貸付制度の貸付期間に準じる
【一般貸付を適用した場合】
10 年以内（うち据置期間２年以内）</td></tr>
</table>
【中小企業事業】
<table>
<tr><td>貸付限度額</td><td>１億５千万円以内（別枠）</td></tr>
<tr><td>償還期間</td><td>運転資金　10 年以内（うち据置期間２年以内）
設備投資　15 年以内（うち据置期間２年以内）</td></tr>
</table>
●詳細は、各機関にご確認ください。</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>●中小企業・小規模事業者等</td></tr>
<tr><td>お問い合わせ</td><td>株式会社　日本政策金融公庫　☎：0120－154－505
静岡県　日本政策金融公庫 静岡支店　中小企業事業　☎ 054-254-3631
国民生活事業　☎ 057-004-9824</td></tr>
</table>

制度の名称	**セーフティネット保証４号の適用**
支援の種類	信用保証
制度の内容	●令和７年台風 15 号に伴う災害により、経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行います。 ●融資額の全額を保証（100%）、保証料率は信用保証協会所定（おおむね 1.0%以内） ●無担保８千万円、最大で２億８千万円まで一般保証とは別枠で利用できます。
活用できる方	●下記の（１）に該当し、かつ、（２）～（４）のいずれかに該当する事業者（間接的な被害を受けた方も含む） （１） 指定地域（災害救助法適用又は都道府県から指定の要請があって、国が認めた地域）において事業を行っていること。 （２） 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近１か月の売上高等が前年同月に比して 20%以上減少しており、かつ、その後２か月を含む３か月間の売上高等が前年同期に比して 20%以上減少することが見込まれること。（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要） （３） 事業開始後１年１か月を経過していない等の事業者であって、指定を受けた災害の発生する前に売上高等を有している場合、原則として最近１か月の売上高等が災害の発生する直前の３か月間の月平均売上高等に比して 20%以上減少しており、かつ、その後２か月を含む３か月間の売上高等が災害の発生する直前の３か月間の売上高等に比して 20%以上減少することが見込まれること。（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要） （４） 事業開始後１年１か月を経過していない等の事業者であって、指定を受けた災害の発生する前に売上高等を有していない場合、原則として最近１か月の売上高等が災害の発生した以後３か月間の月平均売上高等に比して 20%以上減少しており、かつ、その後２か月を含む３か月間の売上高等が災害の発生した以後３か月間の売上高等に比して 20%以上減少することが見込まれること。（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）
お問い合わせ	静岡県信用保証協会 ☎：0120-783-507

制度の名称	**中小企業基盤整備機構による「小規模企業共済災害時貸付」の適用**
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	（１）貸付限度額：原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて７割～９割を乗じて得た額（50 万円以上で５万円の倍数となる額）と 1,000 万円のいずれか少ない額 （２）貸付利率：年 0.9%（令和７年９月５日現在） （３）貸付期間：貸付金額 500 万円以下　36 か月 505 万円以上　60 か月 （４）償還方法：６か月ごとの元金均等割賦償還 （５）担保、保証人：不要 （６）借入窓口：商工組合中央金庫本店・支店
活用できる方	●小規模企業共済制度へ加入後、貸付資格判定時（４月末日及び 10 月末日）までに、12 か月以上の掛金を納付している共済契約者（ただし、貸付限度額が 50 万円以上）であって、災害救助法の適用される災害の被災区域内に事業所（※１）を有し、かつ、当該災 害の影響により次の（１）又は（２）の要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他相当の団体から受けていること。 （１）被災区域内にある事業所又はその契約者事業の主要な資産（※１）について全壊、 流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる損害を受けていること。 （２）当該災害の影響を受けた後、原則として１月間の売上高（※１）が前年同月に比して減少することが見込まれること。 （※１） 共済契約者が共同経営者の場合はその共同経営者の個人事業主の事業に関するもの、共済契約者が会社等の役員の場合はその会社等の事業に関するものとなります。
お問い合わせ	中小企業基盤整備機構共済相談室　☎：050-5541-7171

相談窓口名	**こころの健康相談**
相談内容、概要　お問い合わせ等	●心身に不安を抱えている方はご相談ください。 町の専門職（保健師等）が、健康状態や困りごとなどの相談に応じます。（面談・自宅訪問等） 相談時間：午前８時 15 分から午後５時 お問い合わせ：健康づくり課　☎：0548-32-7000 ●静岡県うちあけダイヤル（LINE 相談）： 相談時間：24 時間対応 対　象：県内在住の 39 歳以下の若者 主　催：静岡県 LINE ●チャイルドライン 相談時間：毎日　午後４時から午後９時 対　象：18 歳までの子ども 主　催：NPO 法人チャイルドライン支援センター チャット ●よりそいホットライン 「よりそいホットライン」は、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人が、いつでもどこでも相談でき、適切な支援を迅速に受けられるための拠り所として、24 時間 365 日、無料電話によって、相談者のどんな相談にも寄り添い、一緒に解決する方法を探します。 主催：一般社団法人 社会的包括サポートセンター ※よりそいホットラインホームページ https://www.since2011.net/yorisoi/　☎：0120－279－338

相談窓口名	**法的トラブル解決のための総合案内所（法テラス）**
相談内容、概要等	●全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国統一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問い合わせを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内しています。
お問い合わせ	●法テラス・サポートダイヤル ☎：0570－078374 おなやみなし （ＩＰ電話からは 03－6745－5600） ●法テラスホームページ https://www.houterasu.or.jp/ ●法テラス静岡法律事務所 ☎：050-3383-5400 （ＩＰ電話からは 050-3383-5404） https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho-shizuokalawaccess.html （ＰＣ・スマートフォン）

制度の名称	**NHKふれあいセンター**
支援の種類	サービス
制度の内容	・放送受信料に関するお問い合わせ ・災害免除に関するお問い合わせ ・住所変更等のご連絡 ＜ＮＨＫお問合せページ＞ https://www.nhk.or.jp/css/
活用できる方	窓口にお問合せください。
お問い合わせ	●受付時間 9:00-18:00（年末年始を除く） ＜災害免除に関するお問い合わせ＞ ☎：054-654-5200（月～金 10：00～17：00） IP 電話等によりご利用になれない場合 ☎：050－3786－5003 ＜住所変更等のご連絡＞ ☎：0120－151515 IP 電話等によりご利用になれない場合 ☎：050－3786－5003 ＜ＮＨＫのテレビ、ラジオなど受信に関する技術的なお問い合わせ＞ ☎：0570－003434 IP 電話等によりご利用になれない場合 ☎：050－3786－5005

制度の名称	**消費生活相談**
支援の種類	サービス
制度の内容	●消費者トラブルでお困りの方、専門の相談員が解決の方法を一緒に考えます。
お問い合わせ	産業課　商工観光部門 ☎：0548-33-2122 消費者ホットライン ☎：188（局番なし）